平成２２年（フ）第１６３４号
広島市南区上東雲町32番19―302号
債務者　森安　京子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１号
香川県丸亀市山北町773番地１　アーバンハイツαⅡ―226号
債務者　三谷紀代恵
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１３８号
香川県丸亀市飯山町真時673番地１　ハイツ西幹線Ａ－５
債務者　軸丸小百合
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１４９号
香川県仲多度郡琴平町575番地１
債務者　林　喜久栄
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１０３１号
福岡市早良区重留７丁目８番５－６号
債務者　松本きみえ
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３４０号
福岡市博多区竹下４丁目４番１―208号
債務者　貝原　政文（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４２７号
福岡県春日市白水池１丁目103番地
債務者　木山　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４７３号
福岡市博多区千代１丁目８―34パピオドリーム0103号
債務者　松本　康昭
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７５１号
福岡市東区千早１丁目９番２―201号
債務者　稲光　克彦
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７８１号
福岡県糟屋郡久山町大字山田371番地３
債務者　山邉　賢爾
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８２５号
福岡市中央区荒戸２丁目５番30―204号
債務者　藤松　弘満
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０１９号
福岡市城南区梅林２丁目11番18号
債務者　朝鵜　洋二
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０２５号
福岡市博多区吉塚３丁目18―34メゾンド空港通り201、住民票上の住所福岡市東区筥松３丁目19番20―401号
債務者　草津　英俊
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０９３号
福岡市西区壱岐団地59番104号
債務者　山村　真也
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１４９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原209番地４
債務者　西田　浩二
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１５０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原209番地４
債務者　西田　朋子（旧姓末吉）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２０６号
福岡市東区松田３丁目９番５―410号
債務者　山下　秀紀
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２０７号
福岡市東区松田３丁目９番５―410号
債務者　山下　繁子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

第明治三十五種郵便物認可